

議案第 34 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり都市公園内で発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 相手方 伊賀市在住の男性

2 事故の概要

令和元年11月10日午前11時、伊賀市が管理する伊賀市阿保158番地所在の青山北部公園内で飼育していた羊が、飼育用の柵の結束が外れていたため柵外へ出ており、同公園を親族らと訪れていた相手方へ後方より突進し、左ひざを骨折させた。

3 損害賠償額 1,794,540円

内訳 入院・治療費 1,712,920円

食事負担金 81,440円

医療用品 180円

4 和解条項

- (1) 伊賀市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償として、治療に掛かった、金1,794,540円を支払う義務を認め、治療に当たった医療機関へ支払うものとする。
- (2) 本件事故による今後の通院や治療に係る費用や、その他の賠償については、完治若しくは症状固定が認められた時点で改めて協議するものとする。